

裁判所書記官印

証 人 調 書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成26年(ワ)第1407号
期 日	平成28年6月2日午前10時00分
氏 名	奥永智栄子
年 齢	34歳
住 所	大阪府泉南市樽井7-17-44
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以上

せん せい しょ
宣 誓 書

りょう しん したが ほん とう
良心に従って本当のことを

もう あ
申し上げます。

し かく
知っていることを隠したり、

もう あ
ないことを申し上げたりなど、

けっ
決していたしません。

い じょう ちか
以上のとおり誓います。

氏 名 奥永 智栄子 印

被告みらい代理人檉元雄生

乙第16号証を示す

乙第16号証は陳述書という書類ですけれども、陳述人欄に奥永智栄子とあって、奥永の押印がなされていますが、これはあなた自身が署名ないし押印なされたものでよろしいですか。

はい、そうです。

この陳述書の中で言っていることはあなたの記憶に基づいて書かれたものであるということで間違いありませんか。

はい。

それでは、今回の事件の内容について少し聞いていくんですけれども、まずあなたは有限会社ホームヘルプサービスみらいでお勤めをなさっていますね。

はい。

弓場さんがこのみらいと契約をしていた平成23年8月から24年12月くらいまで、あなたは統括責任者という立場だったんですかね。

はい、そうです。

この統括責任者というのはどういった立場でどういったことを行う立場の方ですかね。

訪問介護事業の最終的な責任をとる責任者で、そのヘルパーをまとめるサービス提供責任者という者がいるのですが、さらにサービス提供責任者をまとめる統括責任者をしておりました。

統括責任者という立場の方は、例えば利用者さんの方からのクレームであったりとか、そういったことも業務として行うということなんですかね。

はい、行っておりました。

ではちょっとこの弓場さんとの関係についてお聞きしますけれども、まずこの弓場さんという利用者がおられるということを、これ田脇さんからお聞きになったんですよね。

はい、そうです。

田脇さんで、それはあなたのほうが対応をなさったということですね。

はい。電話をいただきました。

田脇さんから利用者である弓場さんというのはどういった方だというふうなこともお伺いになってると思うんですけども、弓場さんのことについて田脇さんのほうからはどういうふうに聞いていましたか。

言葉遣いにうるさいというか、言葉遣いに対してすごく言われる方なので言葉遣いとか礼儀には気をつけてくださいとおっしゃっておられました。

ほかに何か言われたことはありますか。

ほかには特にはないです。

クレームが多い方であるとか、ほかにも事業所さんをこういった経歴で変わってきてる方だとか、そういった話がありましたか。

一切ございません。

田脇さんのご住所が阪南市ということでみらいは当然泉南市にあると思うんですけども、何で阪南市の方が泉南市のうちの事業所を使うんですかと、そういったことを田脇さんに確認をされましたか。

いたしました。

田脇さんはどういうふうに答えてましたか。

・・・まあそのときにはっきりとしたお答えはされずに、まあみらいさんで受けてもらえたらということだけお聞きしました。

みらいで泉南市以外の方の利用者の受け入れということはなさっていますか。

しております。

そのときも、利用者さん、ケースワーカーの方から連絡あることもあろうかと思うんですけども、で、同じように何で泉南市のうちにというふうなことの確認はなさるんですかね。

少し距離が遠方であったりとかする場合は必ずお聞きしております。
みらいからするとこの弓場さんの住んでおられるところというのは遠方であるという認識だったわけですか。

営業エリアには入っておりますが、車で20分強かかりますので少し
遠方に入るほうだと思います。
なので確認のほうをしたということですね。

はい。
先ほど、奥永さんはクレーム対応のほうもなさっていたということをおっしゃいましたよね。

はい。
先ほどお見せした陳述書のほうにも、クレームを受けたヘルパーさんのお名前であるとか、どういったクレームのことを言っておられたかと、そういったことについても書いておられますよね。

はい、はい。
あなたがこの産休に入っていた期間があるそうなんですけれども、この期間というのはクレームの対応は誰がなさっていたんですか。

その当時のサービス提供責任者もしくは西之坊社長が行っておいりました。

この当時のサービス提供責任者というのはどなたが。

中森、和田です。
2名がサービス提供責任者としてなさっていたということですかね。

はい、はい。
クレームの内容なんですけれども、弓場さんと契約をしていた当時に把握できていなかったけれどもこの裁判を起こされてから把握したクレームというものもあるんですか。

ございます。

それはこの裁判を起こされてから聞き取りをなさったということですかね。

はい。聞き取りさせていただきました。

この26年10月に訴え起こされてますけれども、この当時に在籍していたヘルパーの全員から聞き取りはなさっていますか。

しております。

具体的なクレームの内容で、奥永さんが対応なさったもので記憶に残っているものというのはどういったものがありますか。

例えばですが、直接私がクレームの対応したというよりは聞いたものも含めておと思うのですが、ヘルパーの容姿にかかわる、おばさんは要らないであつたりとか、口臭がきついから変わってほしいと、1回だけで断られたりとか、あと弊社では買い物の立てかえ払いはしてなかったのですが弓場さんがどうしても体調が悪いくという事で買い物の立てかえ払いをさせていただいて、買い物代行をした際のお金を返していただくというのも前もって伝えていたのですが、それに対してもかなり憤慨されたりということがございました。

今ちょっと立てかえ払いの話が出てきたんですけれども、みらいのほうでは立てかえ払いのほうはしていないということですか。

しておりません。

それは立てかえ払いをしない理由というのはどういったところですか。

基本的に立てかえ払いをするというのは一ヘルパーが自分のお金を出さないといけないというところがありますので、事業所としての管理ができない。金銭のやりとりをするというところの管理ができない部分がございましたので、利用者様のお宅に直接訪問して利用者様からお金をいただき、その時間の中で買い物を代行するようにしております。

そういった話というのは、もともと弓場さんと契約するときにはお話とかは

されておったんですかね。

契約のときにしていたかどうかはわからないんですけれども、必ず買い物の代行をさせていただく際にはその説明はさせていただいております。

弓場さんはそれに納得はされていたわけですか。

納得はしておられました。はい。

クレームの内容で、いろいろあなたが担当されたものについてもあったらと思うんですけれども、やっぱり裁判が起こされてからわかったやつもあると思うけれども、裁判起こされる、まあまさにこの当時ね。その当時契約してた当時聞いていたクレームもあろうかと思うんですけれども、そういったクレームについては何か記録を残したりはしていなかったんですか。

当時、日々の業務日報には書いていたと思うんですけれども、細かい内容を記録とかというのはしておりませんでした。

乙第17号証を示す

1枚目を示しますが、こちらは、これは何の書類かわかりますか。

はい。

これ、説明してもらってよろしいですか。

日々の業務の内容、きっかけ、記すもので時間の変更であったりとか利用者様のご依頼、サービス、お体の状態を書くものです。

これの記載というのは、基本的に誰が行うことになってるんですか。

サービス提供責任者という者がします。

事務局の方が聞き取って書くということもあるんですかね。

あ、はい。ございます。

ここに、一番上のところに、シフト関連というふうな表現が書かれてると思うんですけれども、このシフト関連というのにはどういったことが書かれるんですか。

これは急遽援助が必要になった方や援助の内容が変わった方、あと時間が延長になった場合に書き記すものです。

ここでは例えば弓場氏，11時30分から13時30分，身1生3に変更って書いてあるんですかね。

はい。

これ，どういう意味かわかりますか。

時間が30分延長になっていると思います。

これはこのふえたということなんですか。

そうですね，はい。

じゃ，次のページ少し。乙第17号証の1月7日のものを示しますが，ここにも同じくシフト関連と書いて，弓場氏，1月6日金曜日，15時30分から18時，身2生3入浴30分延長と書いてあるんですが，これも30分，これは延長したということなんですかね。

そうですね。

ちなみにこの身の，身という字を書いて2って書いてあるんですが，これはどういった意味ですか。

身体が，身体介護，お体に直接携わる介助が1時間程度しておりますという意味です。

この生，生という字書いてますけれども，このこれはどういった意味ですか。

生活援助と言いまして，身体に携わらない家事の支援を主に，この当時ちょっと制度が何度か変わってるので記憶が定かではないんですが，90分程度しておるということです。

では，1について30分，数字が1つふえるごとに30分ふえているという意味なんですかね。

そうですね，はい。

こういった業務日報を書かれているということで，この業務日報なんですけ

れども、今回1月から4月分ぐらいのものをちょっと業務日報出させていた
だいたんですけれども、この業務日報というのは弓場さんが契約してた23
年7月から8月から24年12月の間でこの業務日報しか残っていないんで
すか。

そうですね。ほか、もともと業務日報は独自で弊社がつくっているも
のなので、公式な書類ではございません。ですのではかのものはちょ
っと破棄してしまったと思われます。

ここにそういったクレーム等々が記載を、書かれてあるということですかね。
はい。

乙第18号証を示す

これも、1枚目を示しますが、日付が2月6日で始まっているもの示しま
すが、こちらですね。これはこういった書類なんですか。

これも弊社が独自でつくっておりまして、業務日報に書き切れない連
絡事項を申し送りノートとして書いておりました。

日付であったり、タイトル、利用者名、ヘルパー名。これ、ヘルパー名とい
うのは大体何を、この欄には何が書かれるんですかね。

登録ヘルパーであったりとか、もしくはご家族様への連絡であったり
とかという、連絡者に、誰に連絡をするのかというところを書いてお
ります。

ヘルパーに連絡することが多いからヘルパー名という記載になっているとい
うことですかね。

そうですね。はい。

で、連絡事項というふうなことがあってということなんですかね。

はい。

こちらにも申し送りということですから、こういったことを言われたんだと
か、そういったことが書かれているということですかね。

はい、そうです。

これを作成する、これを実際に記載するのは誰が書かれるのですか。

連絡を受けたサービス提供責任者、もしくは事務員です。

先ほどの業務日報と同じということによろしいですかね。

そうです。

この先ほど、業務日報とこの連絡のノートですね。引き継ぎのノートなんですけれども、これを実際に確認をするのは誰が確認をするんですかね。

その連絡事項を直接受けていないサービス提供責任者であったり、私、あとは代表西之坊が見ておりました。

いわゆる実際に行かれるヘルパーさんが見るということはあったんですか。

ないです。

実際に担当されるヘルパーさんは見ない書類だったということなんですかね。

見ないです、はい。

先ほどこの業務日報であったり、この連絡ノートというのは、サービス提供責任者が記載するということをおっしゃられましたけれども、当然その中森さんが記載するということもあったわけですね。

はい、ございました。

中森さんが例えば弓場さんであったり、田脇さんから電話を聞いて、で、書かれている内容もこの中には当然含まれていると、そういうことによろしいですかね。

はい、含まれております、はい。

これ、クレームの内容としては特に多かったのが時間の延長だったということだと思うんですけれども、ほかにクレームの内容として多かったのはどういったことがありましたかね。

調理に対する依頼というか、こだわりがすごく強くて、料亭のように料理をつくれるやつ、人はいないのかとか、御飯がまずいって言われ

るのが日常茶飯事でした。あとは買い物の行く場所にもすごくこだわりがありまして、本来だったら一番近いところに行かせていただくのですが、そこではなくそれも車で15分もかかるスーパーに必ず行っておりまして。

あなた自身が弓場さんからクレームを受けるというようなことはありましたかね。

直接支援をさせていただいたことはないのですが、言われるってことはなかったのですが、最終的な話し合いのときに強い口調で言われたことはあります。

最終的な話し合いというのは、24年12月4日に弓場さんの家に行ったときのことをおっしゃってるんですか。

はい。そうです。

きつい口調で言われたことがあるというのは、具体的にはどういったことですか。

サービス提供責任者の中森と話もしたくないと言われ、解雇させろと言われました。で、そのときに私たちはそういったことはできないって申し上げて、中森とも連絡がとれないような状態だったらもともとみらいとの関係も継続するのが難しいんじゃないでしょうかと言うと、弓場さんがかなり怒られて、おまえが全部の、ここまでの経緯を差し向けたんだろって。おまえがさしがねを引いてるんだ、おまえの旦那はおまえの言うことを聞くかもしれないけど俺はおまえの言うとおりにはないぞと言われました。

ほかにはどういったこと、そういった、言われただけでしたか。

そのときにつえを持っておられたと思うんです。持ってはなかったんですけど、その声はかなり大きい声で言われたと同時につえをもう、動くことのないのに持たれました。恐らく第三者の阪南市の方とか社

長がいなければこの方は私をたたきたいんだなと思いました。

それを見て殴られるのではないかとあなたはそういった弓場さんの言動、口調であつたり、そういった歩く必要もないのにつえを持つといったところによって、あなたは殴られるというふうな認識に至ったとそういうことですかね。

はい。

あなたは先ほど、弓場さんに対して解約を、このままだったら解約をというふうな話をされたということなんですけれども、会社として、みらいとしてはこの時点で弓場さんとの関係はどうしたいということになってたんですかね。

ヘルパーからももう毎日負担だという訴えがありまして、行けないというのを日々聞いておりました。で、これ以上支援が難しい状態であるということは認識した上で12月4日訪問させていただきました。このとき、社長は解約をするというふうなことをおっしゃいましたか。

はっきりとは申し上げませんでした。

そのことに関して、あなた自身はどう思いましたか。

困ったなとは思いましたがいたし方ないとも思いました。というのも、ヘルパーが今後もし援助に行かなければいけなければ今私が先ほど言われたような口調でずっと言われ続けるのであればちょっと解約ということを書いてヘルパーを危険にさらすわけにはいかないと思いました。

この日、田脇さんも12月4日ですけれども、一緒に行かれたんですよね。

はい。

田脇さんはどういったふうなことを言ったりとかというのは覚えてますか。

田脇さんはいつもその場ではいてくださるんですが、自発的に何かおっしゃるということはなかったので、特に何かおっしゃってくださっ

たという記憶がありません。

この日、田脇さんと一緒に帰宅はしているんですか。

はい。若干田脇さんのほうが後で弓場さんのお宅を出られたかもしれませんが、必ず一緒に帰宅しております。

で、その翌日、12月5日にミーティングが行われていますよね。

はい。

そこで当時担当されていたヘルパーさんからミーティングを開いてくれというふうな要望があったわけですね。

はい。

それを実際にお伺いになってたのは奥永さんですね。

そうです。

具体的にこのヘルパーの人たちはどういったことをおっしゃってたか覚えてますか。

以前からいろんなことを、料理のことであつたりとか時間延長、家族のことを言われることとか容姿のことを言われることは我慢してきたけれど、もうこれ以上我慢ができない、もし会社が、中森さんを解雇させろとかそこまで言われてて、これ以上みらいは契約を続行するんですかと言われました。

自分の身の危険があるとか、弓場さんが自殺をほのめかすんじゃないとか、そういった言動はなかったんですか。

私は、そうですね、ありました。もちろん。

それはどういったニュアンスでそれをおっしゃっておられたか覚えてますか。

・・・どういったニュアンス・・・ニュアンスで・・・。

何で私が、弓場さんがその自殺をしちゃうんじゃないとか。

会社がこれ以上行かせろと言われてもこれ以上行ったら今までもさんざん強い口調で言われたりとか大声を出されてるので、私たちもつえ

でたたかれたり、もしくは殺されかねない。で、もしくは弓場さんが
この場で死んでやると言っ包丁とかナイフを持って死んでしまうと
いう可能性もありますよって言われました。

何かそういった傾向があるというふうなことをヘルパーさんから聞いてたり
はしてたんですか。

聞いておりました。で、私も12月5日に実際にその弓場さんの姿を
見てますので、あ、4日ですね。4日の日に見ておりましたので、強
く否定ができませんでした。

原告代理人山田直子

みらいでは定期的にヘルパーから原告の弓場さんの問題行動について報告を
受けて、事務所全体で共通認識として落とし込むようにされてたってことで
すね。

そうです。

共通認識とするには社長を始め責任者等々の共通の認識とするように努力を
なさってたってことですね。

そうですね、はい。

これは文章か何か残してらっしゃるんですか。

買い物の延長の件でケース会議の文章を残したりというのはしており
ました。

サービス担当者会議の記録には残ってるの。

サービス担当者会議の記録というのは、田脇さん、ケアマネジャーが
つけるものであり、私たちは参加者という立場であります。なので特
に書き記した記憶はございません。

じゃ、共通認識としようとしてたけれども、みらいではそれを書いた、記録
したものはないということによかったでしょうか。

個々にその相談に乗ったりとか、それを必ずヘルパー全員に連絡する

ようには徹底しておりました。

ただ、文章では残していないってことですね。

はい。

結局、平成24年12月5日に解約なさったってことですね、原告との契約は。

はい。

その当時担当なさってたヘルパーさんは西尾さん碓さん、小林さん、石原さんの4人でしたね。

はい。

この4人は解約するまで途中交代というのはなかったんですね。

そうですね。ないです。

ということは、12月5日までこの4人から弓場さんの問題行動について聞き取りをなさってたってことでしょうか。

日々、はい。それまでも弓場さんの要望で交代させられたヘルパーもたくさんいましたので。

今4人のことで聞いております。4人に限定してお答えいただけませんかでしょうか。

はい。

で、この4人から日々問題行動の報告があったってことですね。

はい。そうですね。

先ほどのあなたの話では、おばはんは要らんとかいう発言もあったってことですか。

はい。4人に関しては弓場さんは比較的に、これは語弊があるの、表現に語弊があるのかもしれませんが、気に入っておられたと思います。この4人にはおばはんは要らんというの、発言はなかったんですか。

はい。

それでは、この4人に対して御飯がまずいって言うのはあったんですか。

ありました。ありました。

これは毎日あったんですか。

毎日というか、献立を提案してくださらなかったりとか、何を食べた
いのかも言わないのにそのあり合わせでつくるとまずいって言うのは
日々、どのヘルパーに対しても言っておられました。

あと、この4人から受けてた原告の問題行動ですけれども、あと家族のこ
とを非難されるということもあるんですか。

この4人のヘルパーに対してはあったかどうかというのが、ちょっと
わかりません。

記憶ないですか。

はい。

この4人から容姿のことで弓場さんから指摘をされるということの苦情は受
けましたか。

ありました。西尾ヘルパーが、西尾さんでレベルが自分の許せる許容
のレベルがぎりぎりだというふうに言われたと言っておりました。

西尾さんからその報告を受けたのはいつごろの話でしょうか。

それはサービスが入って結構継続的に入らせていただいていたときでし
た。いつごろというのまでは把握しておりません。

これは要するにセクシャルハラスメントじゃないでしょうか。

と思います。

に当たりますね。

はい。

みらいのほうでもそうと判断なさったんですね。

はい。

で、このセクシャルハラスメント問題について、みらいのほうではまず田脇

さんに申し伝えはしたんですか。

西尾のほうも傷ついてはありましたがこういうことを言われても弓場さんも本意ではないと思うので頑張りますと言っておりましたので、特に田脇さんにはその件については相談しませんでした。

相談してないってことでしょうか。

はい。

それ以外ですが、この4人が弓場さんから大声でどなられるという報告は受けてらっしゃいましたか。

途中で帰れて言われることはあったと言っております。

で、帰ってきたことはあるんですか。

いえ、ヘルパーは途中で投げ出すということはよほどのことがない限りございませんので、支援させていただいております。

そのとき、理不尽な理由で帰れという怒声を浴びせられたってことですね。

そうですね。

それはいつごろの話ですか。

多分、ちょっといつごろとかまでは記憶にないんですけども、援助中に西尾さんが帰れと言われたけれども帰らなかったというのは報告を受けました。

西尾さんだけですか。それ以外のヘルパーはどうですか。

比較的小林に対してはなかったと思います。

ということは、碓さん。

で、碓にもなかったと思います。

なかったですか。

はい。

碓さん、そしてあと石原さんに対してはどうですか。

石原さんに対して・・・も、なかったと思います。気に入ってたと思

うので。

碓さんはどうですか。

碓さんに対してもですね。容姿が共通してかわいらしいタイプだったので、気に入っておられたと思います。

で、西尾さんが大声でどなられて帰れと言われたの。

言われたことはあります。

で、そのときこの点については田脇さんに報告なさってますか。

したと思います。

報告して改善してくれなかったんですね。

全くしてくれてません。

じゃ、次の段階として改善しなかったら解約するようにもう一回検討してくれとは言わなかったんですか。

たび重なって相談はしていましたが、次の今後のことというのはやっぱり弓場さんの生活もありますので私たちがぎりぎりのラインまで頑張っていたように思います。

しかし、改善しないと解約しますよという申し出はなさらなかったんですか。

弓場さんにその解約しますよと言った途端、やはり豹変して、いつ、ヘルパー個人に矢が向くというのが非常に困りますので、それを一番恐れておりました。

矢が向くというのは、具体的にどういうおそれを考えられてたんですか。

もう大声で荒げて怒るであったりとか、過去につえを振りかぶったこともありますし、で、末原に対して援助中ずっとしつこく大声で、おまえがさしがねを引いたんだろーと言って帰ってきてヘルパーが職務につけなかったことがありましたので。

暴力的な行為を行ったんはつえを振り払ったという行為ですか。

そうですね。ただ、私も経験してるのでわかるのですが、かなり荒々

しい声で怒られるので、あれを客観的に見ると怖いという印象しか受けません。

でもあなたが最初それを経験されたのは平成24年12月4日でしたね。

4日です。

その前はなかったんですよね。

その前はないです。なので。

その前にヘルパーが暴力的な行為を受けたことはあったんですか。

斎喜ヘルパーという者がその日にどうしても行けなくて変わりの人員もいなかったなので翌日だったかその次の日だったかは忘れましたが代がえの日でしたら訪問できるという提案をしたところ、かなり怒られて、つえを振りかざされたと言っていました。

で、つえを振りかぶられたというのは、いつのことでしょうか。

それは斎喜が援助に入って何回かだっ、いつごろとまでは覚えてませんが時期的なものは。斎喜が援助に入って、まあ1か月程度たったときだったと思います。

斎喜さん最後の担当日じゃないんでしょうか。

そうですね。

それであったとしたら、平成23年11月21日ですが、そのころと記憶は相違しないですか。矛盾しないですか。

どういう意味でしょうか。意味がわかりません。

23年11月21日が最後の担当日ですが、そのころのことでしょうか。

そう、最後の担当のときにつえを振りかぶられたと言っていました。

その話は誰から聞きましたか。

斎喜から聞きました。

いつ聞きましたか。

つえを振りかぶったというのは斎喜は隠しておりました。なぜならば

かのヘルパーさんがこれ、この件で行けなくなったりとか、多分弓場さんのことも考えて最後まで言わなかったです。ただ、裁判を始めてなったときに斎喜は正直に話してくれました。

ということは、12月5日時点では、斎喜さんに対する暴力についてはあなた方は認識してなかったんじゃないんでしょうか。

暴力については認識しておりませんが、私に対しての怒るとつえを持ってたこうと明らかにされてたので、この言動のことをヘルパーは怖がっているんだなというふうに認識は必ず確実にしておりました。

しかしながら今まで報告受けた中ではこの4人については西尾さんに対して帰れと途中でどなったというご報告しか今まで受けてないですが、それ以外ありますか、この4人について。

4人についてとおっしゃられますが、それ以前のヘルパーに対してのかなり強い口調の理不尽なヘルパーの変われという交代要請であったりとかが積み重なっており、この4人のヘルパーもぎりぎりの精神状態でしておりました。

逆に返せば、それ以前にはそのような理不尽な要求がありましたけれども、先ほど申しました碓さん、西尾さん、小林さん、石原さんに対しては先ほどおっしゃった以外には理不尽な要請という、なかったんでしょうか。暴力。

私たちもロボットではないので自分がされていないからそれでいいわということではないです。他人がされて、同じ仲間がされていることは自分がされてるように感じますしされる可能性があるというふうに考えるのは人間の道理だと思います。

答えになってないです。私が質問は、先ほど申しました、西尾さん、碓さん、小林さん、そして石原さんに対して、弓場さんが罵声を浴びせた、大声を浴びせたということは、先ほどの西尾さんのケース以外にございますか。

罵声を浴びせたのは西尾でしたが、携帯の電話番号を暗に聞きたいん

だと思われるような行動は、石原、西尾に、あと小林にもございました。

石原さんのケースについては、平成24年11月28日のことをおっしゃってるんですね。

恐らく期間的なことちょっと記憶にございませんが、そうだと思います。

私が聞いているのは、暴力的にどなった、罵声を浴びせたということですが、西尾さん以外の方に対してはなかったということによいんでしょうね。

罵声を浴びせたというか、裁判記録を見せたりとか、裁判を今こうやって争って裁判するのは簡単だというのは全員のヘルパーに言っておりました。

私が聞いているのは、大声で罵声を浴びせたことですが。それに対してイエスカノーかでお答えください。

大声で罵声浴びせたことはないです。

ございませんね。

はい。

それで、ただそれに対して碓さんに対しては例えば固まってる手を握ってくれという要求があったりしたんですね。

ありました。

さらにはノンアルコールビールを酌しろという要求もあったってことですね。

ありました。

それはいつごろのことでしょうか。

いつごろと言われるとはっきりとは覚えてませんが碓が支援する中で途中の段階で言われておりました。

これについてはすぐに碓さんから報告を受けてたんですね。

受けました。

これもやはりセクシャルハラスメントですよ。

はい。

このセクシャルハラスメント問題については、田脇さんに申し出はしてたん
ですか。

していたと思います。

田脇さんは動いてくれなかったんですね。

動いてないです、はい。

それでは直接原告にはこれ申し出はなされたんですか。

何度も申し上げてますが、弓場さんに直接そういうことを言うとヘル
パー個人が1対1で訪問する中で危険にさらすことになりますので、
弓場さん個人には事を荒立てないように言ったことはございません。
ということは、セクシャルハラスメント問題についてはそちらでは認識しな
がら弓場さんとの間では協議も持たなかったということでしょう
か。

契約を継続していく上ではそれを言ってしまうと弓場さんが怒る、暴
言を吐くというのは安易に想像が付きましたので差し控えておりまし
た。

だから、弓場さんに対してそれがセクシャルハラスメントに当たるというこ
とも認識できる機会がなかったということですね。

そうかもしれませんね。

このハラスメント問題については、田脇さんに言うほか地域包括支援センタ
ーに相談するとかありましたか。

本来サービス事業所はケアマネジャーさんと連動して連携して動くも
のであるので、勝手に単独で動くことというのはやっぱりご遠慮させ、
どの事業、ほかの事業所さんのケースでもご遠慮させていただいてお
ります。田脇さんが動かない以上私たちが勝手に動くものではないと

差し控えておりました。

しかしながら11月30日は田脇さんが動かなかったのに先に阪南市役所に行くことは決められたってことですね。

それだけ人員に対しても極限状態でサービスをさせていただいてたので、もう他脇さんを通してだと前に進まない極限状態でヘルパーは行けないと毎日言って訴えておりましたので、何とかしたいという思いから相談に上がりました。

11月30日以前にはもう碓さんに対するハラスメント問題はあったわけですね。

ありました。

その以降もみらいでは弓場さんの家にヘルパーを派遣してますね。

はい。

12月5日も石原さん1人を派遣してますね。

はい。

これはいつハラスメント受けるおそれがあるかもわからない状態を派遣したってことですか。

はい。石原は事業所の所属でパートではなく常勤ヘルパーとして勤めておりました。で、石原に何かあれば登録ヘルパーと違いすぐに連絡ができるように万全の体制で言わせていただいて、体制をとっておりました。

11月30日以降、12月1日以降ね。弓場さんところに派遣されてる人は石原さんだけじゃないんですよね。

はい。

小林さんも行ってるんじゃないでしょうか。

はい。行っております。

これ同じですか。

同じです。小林にもこの事情というのは全てを話して、話した上で派遣させていただいております。

しかし外部的には田脇さんに言っただけでそれ以外ハラスメント問題については何も動いていないってことでよかったですね。

何も動いてないわけではなく、必ずほかのヘルパーにそういったことがあったというのは報告しております。

で、12月5日、ヘルパーのほうからあなたに対して話があると申し出があったってことです。

はい。

それは何時ごろのことでしょうか。

お昼ぐらいのこのことだったと思います。

ヘルパーは何人来たんですか。

全員来ました。小林、西尾、碓が来ました。石原は援助に入ってたか、ちょっとそのときいなかったと思います。

それではこの3人が先ほど言ったように弓場さんにこの先訪問したら殺されるかもしれないという発言があったんですか。

はい、ありました。

それと、あと目の前で自殺されるかもわからないと。

はい。

しかし、今までヘルパーから、ヘルパーの前で弓場さんが自殺したという報告は受けてましたか。

もう一度お願いします。

弓場さんがヘルパーの目の前で自殺を図ったという報告はありましたでしょうか。

ございませんでした。

ヘルパーが刃物をちらつかせたという報告はあったでしょうか。

ないです。

ヘルパーが暴力を受けそうになったというのは、その当時ありましたか。その3人からは。

3人からはないです。

ございませんね。

はい。

3人からあなたのほうに報告あったのは、先ほどおっしゃったような内容でしょうか。

そうです。あと、セクハラ問題。セクハラというか個人的な携帯を聞

きたいという、おっしゃられたので対応に困っておりました。

それは先ほどおっしゃいましたが、それ以外ないということですね。

はい。

被告みらい代理人檉元雄生

先ほどのクレーム等々のこと、報告をどのようになさっていたかということ原告の代理人から尋ねられてましたけれども、まず基本的にみらいとしてはこういったクレームがあった場合、誰におっしゃるのが普通なんですかね。

サービス提供責任者に申しまして、その後にサービス提供責任者で判断ができないことは私、もしくは社長の西之坊が対応しておりました。

これを、それ聞いて、例えば先ほどの問題であれば碓さんのハラスメント的なアクションがなされたと、行為をなされたと、そういったことについて、これはもうきちんと共有をとらないといけないなど、なさったと思うんですけども、そういうときにはまずみらいとしてはどういった対応をとるんですか。

ヘルパーの気持ちをまず受け入れ、で、ほかのヘルパーにもそういった言動がないかどうかを確認します。で、やっぱり利用者様に直接こういったことを言われたら困りますと言うのは本当に最初の段階でな

いと申し上げたことはありません。

で、そういった言動があるよということをヘルパーさんがわかった上でこれは行ってもらっていると。

はい。ただ、やっぱりヘルパーの中には精神的な負担があるのでしんどいという声はもう日々聞いておりました。

例えば、この最後、碓さんであり西尾さんでありという方々です、まあ小林さん、石原さんね。もう弓場さんの担当を外してほしいって言われることはなかったですか。

ありました。

みらいに対してですか。

はい。

でもそれはみらいとして、変えなかった理由というのは何かありますか。

変えなかったというより、変えることができなかったというのをヘルパーもわかっていたので、ぎりぎりの精神状態の中で行ってくれてたんだと思います。

そういった、ただ、もちろんそれ内部的な問題はまあ何とか、そういった情報共有を図って何とか無理をしていってもらったということなんだけれども、外部に対してはどうですか。

外部に対してというと、田脇さんですか。

うん。まず誰に言うんですかね。

もし弊社でも抱え切れないというか、問題が起こった場合はケアマネジャーの田脇さんに相談しておりました。

さっきもそうおっしゃっておられましたよね。

はい。

田脇さんから弓場さん、まあ利用者ですわね。利用者である弓場さんのところに言ってもらえているというふうに思っていたわけですか。

田脇さんが仲介して入ってくださってたので、弓場さんにきちんとそういうことも含めて伝えてくれてるとは思ってました。

例えば、事後報告とかは受けてましたか。こういった報告はしたよとか。

いや、特になかったんで、弓場さんの態度が全然変わらない、ずっとクレームを言われるという態度がずっと続いてましたので、恐らく対応してくれてないんだろうなというのは思っておりました。

それが行き着くところ11月30日のその泉南市等に相談に行くとかそういったことになるということなんですかね。

はい、そうです。

以 上